

埼玉県青少年健全育成条例

昭和五十八年三月九日
条例第二十八号

目次

第一章 総則（第一条—第八条）

第二章 県が行う施策（第九条—第十条）

第三章 青少年の健全な成長を阻害するおそれのある行為の防止（第十一条—第二十三条）

第四章 雑則（第二十三条の二—第二十七条）

第五章 罰則（第二十八条—第三十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、青少年の健全な育成に関する基本理念及び県等の責務を明らかにし、県が行う施策を定めるとともに、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある行為を防止し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

（基本理念）

第二条 何人も、青少年が次代を担う者としての誇りと自覚を持ち、心身ともに健全に成長するように青少年を育成するものとする。

（定義）

第三条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 青少年 十八歳未満の者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）をいう。
- 二 保護者 親権を行う者、未成年後見人、児童福祉施設の長、寄宿舎の舎監その他の者で、青少年を現に監護するものをいう。
- 三 図書等 図書、雑誌、絵画、写真、映写用フィルム、レコード並びに録音又は録画された磁気テープ、磁気ディスク、光ディスク及び光磁気ディスク並びにこれらに類するものをいう。
- 四 図書等取扱業者 図書等を販売し、若しくは貸し付け、又は客に図書等の閲覧をさせる営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号。以下「風適法」という。）第二条第六項第三号及び第五号に規定する営業を除く。）を行う者をいう。
- 五 がん具等 がん具、刃物その他の器具類をいう。
- 六 自動販売機等 物品の販売又は貸付けに従事する者と客とが直接に対面（電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して行うものを除く。）をすることなく、販売又は貸付けをすることができる自動販売機又は自動貸出機をいう。
- 七 自動販売業者 自動販売機等を用いて図書等又はがん具等の販売又は貸付けを営む者をいう。
- 八 自動販売機等管理者 自動販売機等に図書等又はがん具等を収納し、及び除去する業務を行う者をいう。
- 九 興行 映画、演劇、音楽、演芸、見せ物等を公衆に見せ、又は聴かせることをいう。
- 十 利用カード等 風適法第二条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業又は同条

第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業（以下「店舗型電話異性紹介営業等」という。）を営む者の提供する役務を利用するために必要な電話番号、会員番号、暗証番号等の情報が記載されているカードその他の物品であつて、当該役務の提供される時間に応ずる対価を得て発行されるものをいう。

（県の責務）

第四条 県は、青少年の健全な育成に関する総合的な計画を策定し、国及び市町村と密接に連携して、これを実施するように努めなければならない。

（事業者の責務）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、青少年の健全な育成に配慮するように努めなければならない。

（県民の責務）

第六条 県民は、相互に連携して、地域の青少年の健全育成に配慮し、次に掲げる活動を自主的かつ積極的に行うように努めるものとする。

- 一 青少年を取り巻く社会環境の浄化
- 二 青少年の社会参加の促進
- 三 青少年の規範意識高揚のための啓発

（保護者の責務）

第七条 保護者は、健全な環境の中で正しい愛情と知識をもつて青少年を育成するとともに、青少年の健全な育成に関する講習に参加するように努めなければならない。

（青少年の努力）

第七条の二 青少年は、その発達段階に応じて、次代を担う者としての自覚に基づき、自主性及び責任感を持つとともに、豊かな心を育むように努めるものとする。

（施策等の公表）

第七条の三 知事は、毎年、青少年及び青少年を取り巻く社会環境の状況並びに青少年の健全な育成に関して講じた施策の内容を公表するものとする。

（条例の解釈適用）

第八条 この条例は、青少年の健全な育成を図るためにのみ適用するものであつて、これを拡張して解釈し、県民の自由と権利を不当に制限するようなことがあつてはならない。

第二章 県が行う施策

（施策の実施）

第九条 県は、青少年の健全な育成を図るため、次に掲げる施策を積極的に実施するものとする。

- 一 青少年及びその団体が行う自主的かつ健全な活動の助長
- 二 青少年の健全な育成に関する講習等による保護者の指導
- 三 青少年の健全な育成に関する県民の自主的な活動の促進
- 四 青少年の健全な育成を目的とする団体の活動に対する援助
- 五 青少年の健全な育成に携わる指導者の養成及び確保
- 六 青少年を取り巻く社会環境の浄化
- 七 青少年の非行の防止
- 八 青少年の活動の場としての施設の整備及びその利用の促進
- 九 青少年の健全な育成に関する調査、研究及び情報の提供
- 十 その他青少年の健全な育成を図るために必要な施策

（推進体制の整備）

第九条の二 県は、市町村、事業者及び県民と連携して青少年の健全な育成を推進するために必要な体制を整備するものとする。

（優良な図書等及び興行の推奨）

第十条 知事は、図書等又は興行で、その内容が青少年の健全な育成を図るため特に優良

と認められるものを推奨することができる。

第三章 青少年の健全な成長を阻害するおそれのある行為の防止

(有害図書等の指定及び売買等の禁止)

第十一条 知事は、図書等の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当するときは、当該図書等を青少年に有害な図書等として指定することができる。

- 一 青少年の性的感情を著しく刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの
- 二 青少年の粗暴性又は残虐性を甚だしく助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの
- 三 青少年の犯罪又は自殺を著しく誘発し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの

2 次に掲げる図書等は、前項の規定により指定された図書等とみなす。

一 図書又は雑誌であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性的な行為で別表第一に掲げるもの（次号及び第十六条の二第二項において「卑わいな姿態等」という。）を被写体とした写真又は描写した絵（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。）を掲載するページ（表紙を含む。以下この号において同じ。）の数の合計が二十ページ以上であるもの又は当該図書若しくは雑誌のページの総数の五分之一以上であるもの

二 録画された磁気テープ又は光ディスクであつて、卑わいな姿態等を描写した場面（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。）の時間の合計が三分以上であるもの又は当該場面の数が二十以上であるもの

3 何人も、青少年に対し、第一項の規定により指定された図書等（前項の規定により指定されたものとみなされる図書等を含む。以下「有害図書等」という。）を売買し、交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は読ませ、聴かせ、若しくは見せてはならない。

(有害図書等の陳列の制限等)

第十一条の二 図書等取扱業者は、前条第一項各号のいずれかに該当すると認められる図書等を青少年に閲覧等がされないように管理しなければならない。

2 図書等取扱業者は、有害図書等を陳列するときは、規則で定めるところにより、他の図書等と区分し、かつ、有害図書等の購入若しくは借受け又は閲覧をしようとする者の見やすい箇所に、青少年の有害図書等の購入若しくは借受け又は閲覧を禁止する旨を表示しなければならない。

3 知事は、図書等取扱業者が前項の規定に違反して区分せず、又は表示しないで有害図書等を陳列していると認めるときは、当該図書等取扱業者に対し、同項の規定による区分又は表示をすべきことを命ずることができる。

(有害がん具等の指定及び売買等の禁止)

第十二条 知事は、がん具等の構造等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該がん具等を青少年に有害ながん具等として指定することができる。

一 青少年の性的感情を著しく刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの

二 青少年又はその他の者の生命又は身体に対して危険を伴い、又は害を及ぼし、青少年の健全な成長を阻害するおそれのあるもの

2 専ら性的な行為の用に供する器具類であつて、別表第二に掲げるものは、前項の規定により指定されたがん具等とみなす。

3 何人も、青少年に対し、第一項の規定により指定されたがん具等（前項の規定により指定されたものとみなされるがん具等を含む。以下「有害がん具等」という。）を売買し、交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は所持させてはならない。

4 何人も、青少年に対し、有害がん具等（第一項第二号に係るものを除く。）を見せ、又は触れさせてはならない。

(図書等又はがん具等の自動販売機等の設置等の届出)

第十二条の二 図書等又はがん具等の自動販売機等を設置しようとする者は、自動販売機等ごとに、当該自動販売機等を設置する日の十日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 自動販売機等の設置場所

三 自動販売機等管理者の氏名及び住所

四 自動販売機等の設置場所を提供する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

五 その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、同項各号（第二号を除く。）に掲げる事項に変更があつたとき、又は当該自動販売機等の設置を廃止したときは、当該変更又は廃止の日から十五日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

（自動販売機等管理者の設置）

第十三条 自動販売業者は、自動販売機等ごとに、規則で定めるところにより、自動販売機等管理者を置かなければならない。

（自動販売業者等の表示）

第十三条の二 自動販売業者は、規則で定めるところにより、自動販売機等に第十二条の二第一項第一号から第三号までに掲げる事項を表示しなければならない。

（自動販売機等への有害図書等及び有害がん具等の収納の禁止等）

第十四条 自動販売業者及び自動販売機等管理者は、有害図書等又は有害がん具等を自動販売機等に収納してはならない。

2 自動販売業者及び自動販売機等管理者は、自動販売機等に現に収納されている図書等又はがん具等が有害図書等又は有害がん具等になつたときは、当該図書等又はがん具等を直ちに自動販売機等から除去しなければならない。

3 自動販売機等の設置場所を提供する者は、第十一条第一項各号のいずれかに該当すると認められる図書等又は第十二条第一項各号のいずれかに該当すると認められるがん具等を自動販売機等に収納させないように努めなければならない。

（自動販売機等に関する適用除外）

第十五条 第十二条の二から前条までの規定は、この条例又は他の法令により青少年を客として入場させることが禁止され、かつ、外部から図書等又はがん具等の購入又は借受けをすることができない場所に設置される自動販売機等については、適用しない。

（有害興行の指定及び入場の禁止）

第十六条 知事は、興行の内容の全部又は一部が第十一条第一項各号のいずれかに該当するときは、当該興行を青少年に有害な興行として指定することができる。

2 前項の規定により指定された興行を行う者は、当該興行を行う場所に青少年を客として入場させてはならない。

3 第一項の規定により指定された興行を行う者は、当該興行を行う場所に入場しようとする者の見やすい箇所に、青少年の入場を禁止する旨を表示しなければならない。

（有害広告文書の指定及び配布等の禁止等）

第十六条の二 知事は、広告文書（散らしその他の営業の広告に関する印刷物をいう。以下同じ。）の内容が第十一条第一項各号のいずれかに該当するときは、当該広告文書を青少年に有害な広告文書として指定することができる。

2 広告文書であつて、卑わいな姿態等を被写体とした写真又は描写した絵（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。）を掲載するものは、前項の規定により指定された広告文書とみなす。

3 広告文書の広告主又はその代理人、使用人その他の従業者（以下「広告主等」という。）は、第一項の規定により指定された広告文書（前項の規定により指定されたものとみなされる広告文書を含む。以下「有害広告文書」という。）を青少年に配布してはならない。

4 広告主等は、有害広告文書を戸別に頒布してはならない。ただし、青少年以外の者を名あて人とした封書で頒布する場合その他青少年が有害広告文書を容易に見るおそれのない方法で頒布する場合については、この限りでない。

5 知事は、広告主等が前二項の規定に違反して有害広告文書を配布し、又は頒布していると認めるときは、その者に対し、当該違反行為の中止を命ずることができる。

（有害広告物に対する措置）

第十七条 知事は、広告物（看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に表示され、又は掲出されたもの並びにこれらに類するものをいう。以下同じ。）の内容が第十一条第一項各号のいずれかに該当するときは、当該広告物を表示し、掲出し、又は管理する者に対し、その内容の変更又は除去を命ずることができる。

2 前項の規定は、この条例又は他の法令により青少年を客として入場させることが禁止され、かつ、外部から見えない場所に表示し、又は掲出されている広告物については、適用しない。

（利用カード等の売買等の禁止）

第十七条の二 何人も、青少年に対し、利用カード等を売買し、交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は利用カード等に記載された店舗型電話異性紹介営業等を営む者の提供する役務を利用するために必要な電話番号、会員番号、暗証番号等の情報を教えてはならない。

（自動販売機等への利用カード等の収納の禁止）

第十七条の三 利用カード等を販売する営業を営む者は、利用カード等を自動販売機等に収納してはならない。

2 前項の規定は、この条例又は他の法令により青少年を客として入場させることが禁止され、かつ、外部から利用カード等を購入することができない場所に設置される自動販売機等については、適用しない。

（金銭貸付け等の禁止）

第十八条 質屋（質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）第一条第二項に規定する質屋をいう。以下同じ。）は、物品（同条第一項に規定する物品をいう。）を質に取つて青少年に金銭を貸し付けてはならない。

2 古物商（古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第二条第三項に規定する古物商をいう。以下同じ。）は、古物（同条第一項に規定する古物をいう。以下同じ。）を青少年から買い受け、青少年を相手として交換し、又は青少年から古物の売買若しくは交換の委託を受けてはならない。

3 貸金業（貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第一項に規定する貸金業をいう。以下同じ。）を営む者は、青少年に対し、金銭の貸付け又は金銭の借入れの媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の受入れの媒介を含む。）をしてはならない。

4 前三項の規定は、当該青少年が親権を行う者又は後見人の同意を得たと認められるときは、適用しない。

（着用済み下着等の買受け等の禁止）

第十八条の二 何人も、青少年から着用済み下着等（着用した下着又はだ液若しくはふん尿（これらに該当すると称したものを含む。）をいう。以下同じ。）を買い受け、又は売却の委託を受けてはならない。

2 何人も、青少年に対し、着用済み下着等を販売してはならない。

(勧誘行為の禁止)

第十八条の三 何人も、青少年に対し、次の行為を行ってはならない。

一 着用済み下着等を売却するように勧誘すること。

二 性風俗関連特殊営業(風適法第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。)において客に接する業務に従事するように勧誘すること。

三 接待飲食等営業(風適法第二条第四項に規定する接待飲食等営業のうち、同条第一項第一号に該当する営業をいう。)の客となるように勧誘すること。

(淫らな性行為等の禁止)

第十九条 何人も、青少年に対し、淫らな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。

2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、又は見せてはならない。

(入れ墨の禁止)

第十九条の二 何人も、正当な理由がある場合を除き、青少年に対し、入れ墨を施し、受けさせ、又はこれらの行為を周旋してはならない。

(場所の提供及び周旋の禁止)

第二十条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対して行われ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知って、場所を提供し、又は周旋してはならない。

一 淫らな性行為又はわいせつな行為

二 暴行又は脅迫

三 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の使用

四 トルエン又は酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含有するシンナー、接着剤、充填料若しくは塗料の不健全な使用

五 賭博

六 喫煙又は飲酒

七 第十八条の二第一項に規定する行為

八 前条に規定する行為

(深夜に外出させる行為の制限)

第二十一条 保護者は、深夜(午後十一時から翌日の午前四時までの間をいう。以下同じ。)に青少年を外出させないように努めなければならない。

2 保護者以外の者は、保護者の委託を受けず、又は承諾を得ないで、深夜に青少年を外出させてはならない。

3 深夜に営業を行う者及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜に当該営業に係る施設内及び敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すように努めなければならない。

(深夜における施設への入場の禁止)

第二十一条の二 次に掲げる営業を行う者(次項において「営業者」という。)は、当該営業を行う施設に深夜において青少年を客として入場させてはならない。

一 個室を設け、当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱をさせる営業

二 個室を設け、当該個室において客に図書等の閲覧を行わせる営業(風適法第二条第六項第三号に規定する営業を除く。)又はインターネットの利用を行わせる営業

2 営業者は、深夜において営業を行う場合は、当該営業を行う施設に入場しようとする者の見やすい箇所に、深夜における青少年の入場を禁止する旨を表示しなければならない。

(インターネットの利用の制限)

第二十一条の三 保護者及びインターネットを利用することができる端末装置を青少年の利用に供する者は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、その内容が第十一条第一項各号のいずれかに該当すると認められる情報(次条第二項及び第四項にお

いて「有害情報」という。)を青少年に閲覧、書き込み又は掲載をさせないように努めなければならない。

(携帯電話端末等による有害情報の閲覧の制限)

第二十一条の四 保護者は、次に掲げる場合において、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成二十年法律第七十九号。以下この項及び第四項において「法」という。)第十七条第一項ただし書の規定によりフィルタリングサービス(法第二条第十項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。)を利用しない旨の申出をするときは、当該青少年が就労しており、フィルタリングサービスを利用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずることその他の規則で定める正当な理由その他規則で定める事項を記載した書面を携帯電話インターネット事業者(同条第八項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。

一 青少年が携帯電話インターネット接続役務(法第二条第七項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。)の提供を受ける契約(当該契約の内容を変更する契約を含む。)を締結する場合

二 青少年を携帯電話端末又はPHS端末(第四項において「携帯電話端末等」という。)の使用者とする携帯電話インターネット接続役務に係る契約(当該契約の内容を変更する契約を含む。)を保護者が締結する場合

2 携帯電話インターネット事業者は、前項各号に規定する契約(当該契約の内容を変更する契約にあつては、同項の書面が提出される場合に限る。)を締結するに当たっては、青少年又はその保護者に対し、携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることにより青少年が有害情報を閲覧する機会が生ずることその他の規則で定める事項を説明するとともに、その内容を記載した説明書を交付しなければならない。

3 携帯電話インターネット事業者は、第一項各号に規定する契約を締結する場合において、同項の書面の提出があつたときに限り、フィルタリングサービスを除いて携帯電話インターネット接続役務を提供することができる。この場合において、当該携帯電話インターネット事業者は、当該契約が終了する日又は規則で定める日のいずれか早い日までの間、当該書面若しくはその写しを保存し、又は当該書面に記載された事項(規則で定める事項に限る。)が記載され、若しくは記録された他の書面若しくは規則で定める記録媒体を保存しなければならない。

4 携帯電話インターネット事業者は、第一項各号に規定する契約を締結する場合において、当該契約に係る携帯電話端末等が法第二条第五項に規定するインターネット接続役務の提供を受けることによりインターネットを利用することができるもの(以下この項及び第六項において「特定携帯電話端末等」という。)であるときは、青少年又はその保護者に対し、第二項に規定する事項に加えて、当該利用に係る閲覧制限措置(インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている有害情報の閲覧を制限するための措置をいう。次項において同じ。)の必要性、利用方法その他の有害情報の閲覧の制限に係る事項として規則で定めるものについて説明するとともに、その内容を記載した説明書を交付しなければならない。現に青少年が使用している特定携帯電話端末等を他の特定携帯電話端末等に変更して使用するための手続をする場合も、同様とする。

5 携帯電話インターネット事業者は、前項の規定による説明を行うに当たっては、青少年又はその保護者に対し、閲覧制限措置を利用するに際し必要な助言、作業の代行等を行うことにより当該閲覧制限措置が円滑かつ適切に講じられるように努めなければならない。

6 保護者は、前条の趣旨にのっとり、第二項又は第四項の規定による携帯電話インターネット事業者の説明を聴くように努めるとともに、その監護する青少年(第一項第一号に規定する契約を締結する者又は現に使用している特定携帯電話端末等を他の特定携

帯電話端末等に変更して使用するための手続をする者に限る。)に対する当該携帯電話インターネット事業者の説明が円滑に行われるよう当該携帯電話インターネット事業者への協力に努めなければならない。

- 7 知事は、携帯電話インターネット事業者が第二項、第三項又は第四項の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- 8 知事は、前項の規定による勧告を行うために必要な限度において、フィルタリングサービスを除いて携帯電話インターネット接続役務の提供を受けていると認められる青少年の保護者に対し、報告又は資料の提示を求めることができる。
- 9 知事は、第七項の規定による勧告を受けた携帯電話インターネット事業者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 10 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、当該携帯電話インターネット事業者に意見を述べる機会を与えなければならない。
- 11 県は、第二項及び第四項の規定による携帯電話インターネット事業者の説明が円滑かつ適切に行われるよう普及啓発等によりその取組に協力するとともに、前条の趣旨を踏まえ、保護者及び青少年、関係事業者その他青少年の健全な育成に取り組むものに対し、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(遊技場における非行の防止)

第二十二條 テレビゲーム機、スロットマシンその他の遊技機を設置して客に遊技をさせる営業(風適法第二条第一項第四号に規定する営業を除く。)又は第二十一条の二第一項各号に掲げる営業を行う者及びこれらの営業を行う場所を管理する者は、当該場所において、青少年が喫煙、飲酒その他の非行をしないようその防止に努めなければならない。

(旅館業を営む者の届出)

第二十三條 旅館業(旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第二条第一項に規定する旅館業をいう。)を営む者は、同伴の保護者がなく、かつ、その行動に明らかに不審な点があると認められる青少年が客として宿泊した場合は、速やかに警察官に届け出るように努めなければならない。

第四章 雑則

(県民の申出)

第二十三條の二 県民は、第十条の規定による推奨、第十一条第一項、第十二条第一項、第十六条第一項若しくは第十六条の二第一項の規定による指定又は第十一条の二第三項、第十六条の二第五項若しくは第十七条第一項の規定による命令をすべき旨を知事に申し出ることができる。

(推奨及び指定の告示等)

第二十四條 第十条の規定による推奨及び第十一条第一項、第十二条第一項、第十六条第一項又は第十六条の二第一項の規定による指定は、埼玉県報に告示することにより行うものとする。

- 2 知事は、前項の推奨又は指定をしたときは、その旨を規則で指定する新聞に掲載するものとする。

(審議会への諮問)

第二十五條 知事は、次に掲げる場合は、埼玉県青少年健全育成審議会(以下この条において「審議会」という。)に諮問しなければならない。ただし、第一号、第二号、第四号又は第五号に掲げる場合において、緊急を要し、審議会を招集するいとまがないときは、その限りでない。

一 第十条の規定により推奨をしようとするとき。

二 第十一条第一項、第十二条第一項、第十六条第一項又は第十六条の二第一項の規定

により指定をしようとするとき。

三 第十一条の二第二項又は第二十一条の四第一項、第二項若しくは第四項の規則を定めようとするとき。

四 第十一条の二第三項、第十六条の二第五項又は第十七条第一項の規定により措置を命じようとするとき。

五 第二十一条の四第七項の規定により勧告をしようとするとき。

2 知事は、前項ただし書の規定により、審議会に諮問しないで推奨、指定、命令又は勧告をしたときは、審議会にその旨を通知しなければならない。

(立入調査)

第二十六条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定する職員に、次に掲げる場所に立ち入り、業務の状況を調査させ、又は関係人に質問させることができる。

一 図書等又はがん具等の販売又は貸付けを営む場所

二 興行を行う場所

三 利用カード等の販売を営む場所

四 質屋、古物商又は貸金業を行う者の営業所

五 第二十一条の二第一項各号に掲げる営業を行う場所

六 インターネットを利用することができる端末装置を公衆の利用に供する場所

七 携帯電話インターネット事業者の営業所、事務所その他の事業場

八 テレビゲーム機、スロットマシンその他の遊技機を設置して客に遊技をさせる営業(風適法第二条第一項第四号に規定する営業を除く。)を行う場所

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第二十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第五章 罰則

(罰則)

第二十八条 第十九条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十八条の二 第十九条の二の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条第三項、第十二条第三項若しくは第四項、第十三条、第十四条第一項若しくは第二項、第十六条第二項、第十七条の二、第十七条の三第一項、第十八条第一項、第二項若しくは第三項、第十八条の二、第十八条の三、第十九条第二項、第二十条、第二十一条第二項又は第二十一条の二第一項の規定に違反した者

二 第十一条の二第三項、第十六条の二第五項又は第十七条第一項の規定による命令に違反した者

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条の二第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十三条の二の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者

三 第十六条第三項又は第二十一条の二第二項の規定に違反した者

四 第二十六条第一項の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第三十一条 第十一条第三項、第十二条第三項若しくは第四項、第十六条第二項、第十七条の二、第十八条第一項、第二項若しくは第三項、第十八条の二、第十八条の三、第十九条第一項若しくは第二項、第十九条の二、第二十条、第二十一条第二項又は第二十一条の二第一項の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、

第二十八条から第二十九条までの規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。

(両罰規定)

第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十八条から第三十条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(罰則の適用除外)

第三十三条 この条例の罰則は、青少年に対しては、適用しない。

附 則 (平成八年十月十八日条例第三十八号)

この条例は、平成九年一月一日から施行する。

附 則 (平成十一年十月十九日条例第五十号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成十一年十月規則第九十号で、同十一年十一月一日から施行)

附 則 (平成十二年三月二十四日条例第五号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成十三年十二月二十八日条例第七十八号)

(施行期日)

1 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第五十二号)の施行の日〔平成十四年四月一日〕から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした改正前の埼玉県青少年健全育成条例(以下「旧条例」という。)第十七条の五第二項の指示又は同条例第十七条の六第一項各号のいずれかに該当する行為に係る営業の全部若しくは一部を停止し、又は廃止すべき旨の命令については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為並びに旧条例第十七条の六第一項又は第二項の規定による命令及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる命令に関しこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成十六年十月十五日条例第五十五号)

1 この条例は、平成十七年二月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の第十一条の二第二項の規則の制定については、知事は、この条例の施行前においても埼玉県青少年健全育成審議会に諮問することができる。

附 則 (平成十九年十月九日条例第五十三号)

この条例は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十五号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成二十年十二月二十四日条例第六十二号)

1 この条例は、平成二十一年二月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に店舗型異性紹介営業を営んでいる者については、その者を改正後の第十七条の四第一項に規定する者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該営業を開始する日の十日前までに」とあるのは、「埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例(平成二十年埼玉県条例第六十二号)の施行の日から一月以内に」とする。

附 則 (平成二十二年三月三十日条例第十一号)

1 この条例は、平成二十二年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の第二十一条の四第一項及び第二項の規則の制定については、知事は、この条

例の施行前においても埼玉県青少年健全育成審議会に諮問することができる。

附 則（平成二十二年十月十九日条例第四十五号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十三年一月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行前にした改正前の埼玉県青少年健全育成条例（次項において「旧条例」という。）第十七条の八各号のいずれかに該当する行為に係る店舗型異性紹介営業の全部又は一部を停止すべき旨の命令については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為並びに旧条例第十七条の八の規定による命令及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる命令に関しこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二十四年十二月二十五日条例第六十一号）

この条例は、平成二十五年二月一日から施行する。

附 則（平成二十五年六月二十九日条例第三十七号）

この条例は、平成二十五年十月一日から施行する。

附 則（平成二十七年十二月二十五日条例第六十九号）

この条例は、平成二十八年六月二十三日から施行する。

別表第一（第十一条関係）

一 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態

- イ 大たい部を開いた姿態
- ロ 陰部又はでん部を誇示した姿態
- ハ 性行為を連想させる姿態
- ニ 排せつの姿態
- ホ 緊縛された姿態

二 性的な行為

- イ 男女間の性行為
- ロ 同性間の性行為
- ハ 自慰の行為
- ニ 強姦（かん）その他の陵辱行為
- ホ 変態性欲に基づく行為

別表第二（第十二条関係）

- 一 性器の形状又はこれに著しく類似する形状をしている器具類
- 二 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造を有する器具類